

これまでの経過

長崎市は平成28年5月から平成30年11月にかけて、5回の住民投票条例制定の直接請求がなされた経過があり、このように短期間に複数の直接請求があったこと、この請求に当たって多くの署名がなされたこと、多くの市民が市政に直接訴えたいという行動をとられたことは重く受け止め、令和元年に常設型住民投票制度に係る重要事項の調査する検討審議会を設置して、その検討結果の答申を受けて、今議会に議案上程されました。

修正の理由

提案された条例は発議に関する必要署名数を投票資格者総数の1/6以上とすることで、既に一定の民意を受けて住民投票を実施するという考えから、投票率による成立要件は設定していませんが、本条例では市長は住民投票の結果を尊重しなければならぬと規定しており、投票結果に対する尊重義務が課せられていきます。

必要署名数の1/6で投票が行われた場合、投票率が例えば20%〜30%程度など、低い場合であっても市長の決定に大きな影響を与えることとなります。

このようなことを防ぐためにも市政の重要な判断をするためには、市民の関心がどれだけ高いかを改めて確認することが必須であり、住民投票が成立するための要件として、投票率を設け、一定数以上の市民が投票で意思を表明した場合に結果を尊重する必要があります。

他都市においては、投票率の1/2を成立要件として設けている都市が42市のうち26市あります。そのうち書名割合を1/6としている都市に限ると16市のうち11市が投票率1/2を成立要件として設けております。

よって、成立要件として他都市でも多くが設定している投票率「1/2以上」を規定し、「不成立の場合は開票しないこと」を規定すること。

長崎市住民投票条例
<賛成多数で修正可決!>

◆長崎市における住民投票制度について(抜粋)

(1) 制度の目的

市政に係る重要事項について、住民の意思を直接確認するための投票の制度を設けることにより、住民の市政への参画の機会の拡充を図り、もって住民自治の推進に資すること。

(2) 投票資格者

年齢要件：公職選挙法に準じて満18歳以上の者とする。

(3) 発議に関する事項(必要署名数)

必要署名数は、投票資格者総数の6分の1以上とする。

(約58,500人(令和3年6月1日現在))

(4) 成立要件

住民投票は、1つの事項について投票した者の総数が当該住民投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

(5) 投票の形式

選択肢：二者択一方式とする。

投票日：住民投票の実施決定に係る告示の日から起算して90日以内。

(6) 選挙実施の経費(約1億円)

秋冷の候、皆さまに於かれましては益々ご健勝にて、ご活躍のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の終息に向けて予防対策の再徹底

「新型コロナウイルス」の感染症拡大と重症化の予防策として、ワクチン接種が進んでいますが感染症の第5波は過去最大級の拡大傾向で、東京都をはじめ多くの都道府県で緊急事態宣言が発出されました。長崎市は、まん延防止重点措置の対象地域となり、市民の皆さんには不要不急の徹底等がなされ、日常生活にも不便をおかけしました。



10月29日オープン予定の「長崎市恐竜博物館」

日本国内で感染者が発覚した昨年1月16日から、約2年近くが経過しても終息は見えない状況となっております。今日まで政府は国民の皆さんがワクチン接種する事で、感染拡大防止・重症化の抑制策として接種が進み、徐々に効果が見られていますが、引き続き自己防衛策としてマスク、手洗い、密を避けるなどの予防対策を再徹底して行きましょう。

50年に二度の大雨が想定内

毎年のように「50年に一度の大雨」、最近では「線状降水帯」という言葉を頻りに聞くようになりました。近年では想定外の大雨による災害が全国各地で繰り返し発生しています、想定外を想定内にしなければならぬ状況となっております。

長崎県内でも、8月11日から約1週間に渡り「線状降水帯」の影響で土砂崩れ・道路の崩壊など多くの被害が発生しました、被災された皆様にはお見舞い申し上げます。

気候変動や温暖化に対する対策も当然必要でありますが、治水対策や避難対策にも新たな視点での点検と取り組みも必要となっております。

身体に充分に注意して下さい

今年も残り3か月となりましたが、寒暖が変化する季節になりますので健康管理に充分注意して頂きたいと思っております。

私も市会議員として、市民の皆さんが「安全で安心して生活できる環境づくり」に向けて諸活動を積極的に行っていく決意です。

皆様方の更なるご指導・ご支援をよろしくお願い致します。

長崎市議会議員 五輪 清隆

やさしい街づくり / 元気な長崎!

長崎市議会議員

いづわ清隆 だより 第78号

令和3年10月 発行責任者：五輪 清隆 編集責任者：福田 剛 長崎市水の浦1の1 TEL861-6032

いづわ清隆の主な役職

【議会】

- 総務委員会委員
議会運営委員会委員
長崎市議会核兵器廃絶議員連盟会長
長崎市議会大村湾横断浮橋架橋推進議員連盟副会長
長崎市行政改革審議会委員

【地域】

- 女の都自治会会長
西浦上東部地区自治連合会副会長
女の都地区青少年育成協議会顧問
長崎市消防団第三分団後援会副会長
長崎市社会福祉協議会西浦上東部支部副支部長

【その他】

- 長崎市ボウリング協会会長
瓊浦高等学校評議員
国民民主党長崎県連副代表

ご相談はお気軽に!



長崎市の都1丁目144413
生活相談室 (828) 7422

長崎のもぎき恐竜パーク(10月29日オープン)



〈恐竜博物館入場料(常設展示)〉
一般個人 500円 団体 400円
中学生以下 個人 200円 団体 160円
※団体=15人以上 3歳未満無料

〈恐竜博物館+軍艦島資料館〉
一般 500円
中学生以下 240円



長崎半島では、今まで多くの恐竜の化石が発見されています。そこで「恐竜博物館」や「子ども広場」を中心とした、子どもから大人まで一日中、学び・遊び・体験が楽しめる「長崎のもぎき恐竜パーク」が10月29日(金)野母崎町にオープンします。

令和3年度一般会計補正予算 総額11億9,300万円可決!

令和3年9月議会



主な予算の内容

令和3年9月長崎市議会定例会は、9月1日(水)から15日(水)までの日程で開催されました。今議会の一般会計補正予算案では、新型コロナウイルスの接種費用、8月の大雨で被災した道路・学校施設の復興費用などや感染拡大に伴う社会経済対策として宿泊事業者・離島航路事業者・乗り合いバス・路面電車およびタクシー事業者へ公共交通確保支援金など約11億9,300万円が全会一致で可決されました。常設型の住民投票条例(案)は、「成立要件」を設けて修正可決しました。議会提案の「被爆体験者の認定・救済を求める意見書」は全会一致で可決し、関係先に要請しました。

- コールセンター運営費 ……841万円
長崎市代表コールセンターが入居している建物が令和4年度から内部改修工事を予定しており、工事の騒音等が運営に支障をきたすことから、コールセンターを民間オフィスビルに移設するもの。
- 障害者福祉施設整備事業費(障害福祉センター) ……1,560万円
発達障害児等の早期診療・療育に向け、診療・療育体制の強化を図るため、診療室・訓練室を増やす改修工事を行い、待機期間の縮小につなげるもの。
- 診療室の改修
3部屋↓4部屋
- 作業療法室の改修
4部屋↓5部屋
- 新保育施設建設用地擁壁調査費 ……380万円
市立緑ヶ丘保育所及び仁田保育所の民間移譲により、旧仁田古小学校跡地で令和7年4月から新保育施設の運用を予定しているが、校舎跡地南側擁壁の側にドラム缶が埋設されているのが確認されたことから、擁壁の強度の安全性を確認するための調査を行うもの。
- あぐりの丘施設整備事業費 ……3,050万円
「あぐりの丘」に全天候型の子ども遊戯施設を整備するにあたり、車椅子やベビーカー等の利便性の向上を図るため、入口付近のスロープ改修や、雨天時の

- 車からの乗降用等としてカーポートの設置などを行うもの。
- 児童福祉等施設整備事業費補助金(民間保育所) ……3,673万1千円
入所児童の保育環境の向上及び待機児童の解消を図るため、民間保育所の定員増を伴う施設整備及び老朽化施設の整備に係る経費を助成するもの。
- 定員増を伴う施設整備
1施設
● 老朽施設の整備
2施設
- 新型コロナウイルス予防接種費 ……5億7,618万2千円
新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、接種体制系を構築して予防接種を実施しているが、集団接種に係る経費等が不足するため増額するもの。
- 有害鳥獣対策費 ……1,562万8千円
有害鳥獣被害の相談件数が増加傾向にあり、鳥獣侵入防止資材貸与の申請が予想を大きく上回り、見込まれる貸与数量が確保できないことから、鳥獣侵入防止資材を追加で購入するための経費を増額するもの。
- 小学校維持補修費(校舎等維持補修費) ……5,595万7千円
市立小学校の校舎等内外に設置されている工作物及び機器等の目視等による点検を行った結果、劣化が著しい設備について補修、取替等を行うとともに目視等による点検では安全性の判断が困難であったものについては、専門業者による点検を行うもの。
- 箇所数
補修、取替等…104箇所
点検…280箇所
- 対象設備
補修、取替等…道具・塀・フェンスほか
点検…バスケットゴールほか
- 中学校維持補修費(校舎等維持補修費) ……3,493万4千円
市立中学校の校舎等内外に設置されている工作物及び機器等の目視等による点検を行った結果、劣化が著しい設備について補修、取替等を行うとともに目視等による点検では安全性の判断が困難であったものについては、専門業者による点検を行うもの。
- 箇所数
補修、取替等…43箇所
点検…214箇所
- 対象設備
補修、取替等…塀・フェンス、倉庫ほか
点検…バスケットゴールほか

被爆体験者の認定・救済を求める意見書

今般の「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟における広島高等裁判所の判決に対し、菅総理におかれては被爆者援護法の理念に立ち返り、上告を断念し、被爆者健康手帳が原告へ交付されており、今回、上告断念における菅総理の談話の中で「84名の原告の皆様と同じ事情にあった方々については訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します」と言及されております。

一方、長崎においても広島黒い雨体験者と同じく、被爆地域の外にいたものの、多くの疾病と原爆による放射能降下物による健康影響への強い不安を抱え、今なお苦しみ続ける被爆体験を有する方々がおられます。

しかしながら、長崎の被爆体験者について、その後、菅総理は「訴訟が継続中なので行方を注視する」と述べるにとどまり、現在のところ具体的な救済策が何ら示されていない状況であります。

よって、国におかれては、広島

が進み病気に苦しみ続ける長崎の被爆体験者についても、次のとおり認定・救済の方向で検討していただくよう、強く要望いたします。

記

1. 長崎の被爆体験者も広島黒い雨体験者と同じく「同様の事情」にあるものとして、11の障害があれば被爆者援護法第1条3号に該当するものとし、被爆者として認定すること。
2. 被爆者援護法第1条3号に基づく指針の改定に際しては、長崎県・長崎市の状況も十分反映する必要があると考えており、国と4県市との協議に際しては、広島県・広島市と同様に、当初から長崎県・長崎市も加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月10日

長崎市議会